

平成23年12月2日

アスベスト（石綿）健康被害者の労災認定について

株式会社キタデン

厚生労働省は平成23年11月29日、アスベスト（石綿）による健康被害で、石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定対象になった人が働いていた事業所名を公表しました。公表された道内61事業所に当社も含まれておりましたことについて、以下のとおり報告いたします。

【アスベスト（石綿）労災認定者について】

労災認定された元社員は、昭和48年12月に当社に入社し、平成6年11月に退職されるまで「札幌東急ホテル（平成14年12月15日閉館）」の管理室において、電気・機械設備の保守管理業務に従事し、平成7年11月に悪性中皮腫によりお亡くなりになりました。平成23年1月に札幌中央労働基準監督署より元社員の勤務実態の確認があり、労災認定を受けることになりました。

【今後の対応について】

アスベストは平成18年に使用が全面禁止になりましたが、健康被害が出るまでに30年から40年の潜伏期間があるとされています。当社ではアスベスト（石綿）問題の重要性を充分認識し、関係行政および関係団体等の指導を遵守するとともに、健康被害についての申し出があれば、調査のうえ、適切に対応してまいります。

以上

<本件に関するお問合せ・相談窓口>

株式会社キタデン 総務部 011-512-7222